

○農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6281 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後						現 行					
別紙						別紙					
表 1 適用農作物のうち食用又は飼料用に利用される農作物 ※食用及び家畜飼料の両方に利用される農作物						表 1 適用農作物のうち食用又は飼料用に利用される農作物 ※食用及び家畜飼料の両方に利用される農作物					
大作物群	中作物群	小作物群	作物名	作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例	備考（収穫部位等）	大作物群	中作物群	小作物群	作物名	作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例	備考（収穫部位等）
果樹類	かんきつ	—	(略)	(略)	果実を収穫するもの	果樹類	かんきつ	—	(略)	(略)	果実を収穫するもの
			伊予柑						伊予柑		
			<u>愛媛果試第 28 号</u>	<u>紅まどんな</u>					(新設)	(新設)	
			大紅みかん						大紅みかん		
			(略)	(略)					(略)	(略)	
			カラ	カラマンダリン、南津海					カラ	カラマンダリン	
			(略)	(略)					(略)	(略)	
			日向夏						日向夏		
<u>フィンガーライム</u>	<u>キャビアライム、レモンキャビア</u>	(新設)	(新設)								
ぶんたん	ざぼん、ぼんたん、晩白柚、うちむらさき	ぶんたん	ざぼん、ぼんたん、晩白柚、うちむらさき								

		(略)	(略)				(略)	(略)	
		(略)					(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	—	—	いちょう (種子)	ギンナン	種子を収穫 するもの	—	—	いちょう (種子)	ギンナン 種子を収穫 するもの
	二	二	<u>インドナツ メ</u>	<u>イヌナツメ</u>	果実を収穫 するもの	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	—	—	オリーブ			—	—	オリーブ	果実を収穫 するもの
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	—	—	ペピーノ		果実を収穫 するもの	—	—	ペピーノ	果実を収穫 するもの
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
	—	—	むべ			—	—	むべ	
	二	二	<u>やえやまあ おき</u>	<u>ノニ</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	—	—	リュウガン	ロンガン、竜 眼		—	—	リュウガン	ロンガン、竜 眼
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
野菜類	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	葉菜類	(略)	(略)	(略)	(略)	葉菜類	(略)	(略)	(略)
		レタス類以 外のきく 科葉菜類	(略)	(略)	(略)	レタス類以 外のきく 科葉菜類	(略)	(略)	(略)
		しそ科葉菜 類	ほそばわだ ん	にがな、ンジ ヤナ	茎葉を収穫 するもの	ほそばわだ ん	にがな、ンジ ヤナ	茎葉を収穫 するもの	
			(略)	(略)		(略)	(略)		
	バジル	スイートバジ ル、ダークオ パールバジ ル、メボウ キ、 <u>ホーリー バジル</u> 、 <u>レモ ンバジル</u>			バジル	スイートバジ ル、ダークオ パールバジ ル、メボウキ			
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)		

(別紙)

	ヒユ科葉菜類	(略)	(略)		
		(略)	(略)	(略)	
		ほうれんそう		茎葉を収穫するもの	
		－	アイスプラント		
		二	<u>あかざかざら</u>	<u>オカワカメ、琉球百薬、雲南百薬</u>	<u>葉を収穫するもの</u>
		－	うこぎ	ウコギ (ヤマウコギ)、ヒメウコギ	<u>茎葉を収穫するもの</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	食用花	－	かんぞう (花)	シナカンゾウ、ノカンゾウ、ヤブカンゾウ、黄花菜、金針菜	蕾を収穫するもの
		二	<u>しそ (花穂)</u>		<u>花穂を収穫するもの</u>
二		<u>しゅんぎく (花)</u>		<u>花を収穫するもの</u>	
－		食用あさがお		花又は蕾を収穫するもの	
－		食用アスター	えぞぎく	花を収穫するもの	
(略)		(略)	(略)		
－		食用シネリア	フウキギク、サイネリア		
	ヒユ科葉菜類	(略)	(略)		
		(略)	(略)	(略)	
		ほうれんそう		茎葉を収穫するもの	
		－	アイスプラント		
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		－	うこぎ	ウコギ (ヤマウコギ)、ヒメウコギ	(新設)
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	食用花	－	かんぞう (花)	シナカンゾウ、ノカンゾウ、ヤブカンゾウ、黄花菜、金針菜	蕾を収穫するもの
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)		(新設)	(新設)	(新設)	
－		食用あさがお		花又は蕾を収穫するもの	
－		食用アスター	えぞぎく	花を収穫するもの	
(略)		(略)	(略)		
－		食用シネリア	フウキギク、サイネリア		

		二	<u>食用ジャム</u> <u>スプリテニア</u>			(新設)	(新設)	(新設)	
		一	食用ストック			一	食用ストック		
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
		一	食用プリムラ	食用さくらそう		一	食用プリムラ	食用さくらそう	
		二	<u>食用フロックス</u>			(新設)	(新設)	(新設)	
		一	食用ベゴニア			一	食用ベゴニア		
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
		一	食用ペンタス			一	食用ペンタス		
		二	<u>食用マーガレット</u>			(新設)	(新設)	(新設)	
		二	<u>食用マリーゴールド</u>			(新設)	(新設)	(新設)	
		一	食用ミニバラ	食用バラ		一	食用ミニバラ	食用バラ	
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	一	一	いちょう(葉)		葉を収穫するもの	一	いちょう(葉)		葉を収穫するもの
	二	二	<u>うめ(花)</u>		<u>花を収穫するもの(枝付きを含む)</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	一	一	オクラ		果実を収穫するもの	一	オクラ		果実を収穫するもの
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(別紙)

	—	—	くこ (葉)	枸杞葉 (クコヨウ)	葉を収穫するもの		—	—	くこ (葉)	枸杞葉 (クコヨウ)	葉を収穫するもの
	二	二	<u>くり (葉)</u>		<u>葉を収穫するもの</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	—	—	クレソン	ウォータークレス	茎葉を収穫するもの	—	—	クレソン	ウォータークレス	茎葉を収穫するもの	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	—	—	さんしょう (葉)	木の芽	葉を収穫するもの	—	—	さんしょう (葉)	木の芽	葉を収穫するもの	
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	二	二	<u>しそ (花穂)</u>		<u>花穂を収穫するもの</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	—	—	食用さくら (花)		花を収穫するもの <u>(枝付きを含む)</u>	—	—	食用さくら (花)		花を収穫するもの	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	—	—	みょうが (花穂)	はなみょうが	花穂を収穫するもの	—	—	みょうが (花穂)	はなみょうが	花穂を収穫するもの	
	二	二	<u>もも (花)</u>		<u>花を収穫するもの (枝付きを含む)</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	—	—	やぶかんぞう (茎葉)		茎葉を収穫するもの	—	—	やぶかんぞう (茎葉)		茎葉を収穫するもの	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
—	—	—	からしな (種子)		種子を収穫するもの	—	—	からしな (種子)		種子を収穫するもの	
二	二	二	<u>こしょう</u>		<u>果実を収穫するもの</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
—	—	—	ごま※		<u>種子を収穫するもの</u>	—	—	ごま※		(新設)	

(別紙)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
飼料作物	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	飼料作物	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>飼料用とうもろこし</u>	二	飼料用とうもろこし (<u>青刈り</u>)		家畜飼料用に <u>茎葉</u> を収穫するもの		二	一	飼料用とうもろこし		家畜飼料用に <u>茎葉及び雌穂</u> を収穫するもの
		二	飼料用とうもろこし (<u>子実</u>)		家畜飼料用に <u>種子</u> を収穫するもの		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注1)・注2) (略) 表2 (略) 注1)・注2) (略)						注1)・注2) (略) 表2 (略) 注1)・注2) (略)					

附則 (令和6年4月1日)

本通知による改正後の規定は、令和6年4月1日から適用する。